

議第54号

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年呉市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の減額)</p> <p>第16条 職員が勤務しないときは、休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合 <u>(労働組合の業務又は活動に従事するため、管理規程の規定による組合休暇としての許可を受けた場合を除く。)</u>を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 <u>職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の額を減額して給与を支給する。</u></p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第16条 職員が勤務しないときは、休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>部分休業（職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は給与の減額を行う休暇として管理規程で定めるものについては、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の額を減額して給与を支給する。</u></p>

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

特別休暇の一部を無給とすることに関する規定の整備をするため、この条例案を提出する。